

## 最上町農業委員会第28回総会議事録

日 時 平成28年09月26日(月) 午前10時00分～  
場 所 最上町役場 3階 第1会議室  
招 集 者 最上町農業委員会 会 長 後藤 一男  
日程第1 会期の決定について  
日程第2 議事録署名委員の指名について  
日程第3 議 案

### 1. 出席委員 (15名)

1番 渡部 浩栄	2番 庄司千賀夫	3番 奥山定次郎	4番 菅 孝
5番 渡邊 紀栄	6番 渡部 義信	7番 大場 充	8番 高橋 光廣
9番 中寫 聡	10番 小林 吉雄	11番 今田 源光	12番 奥山 勝明
13番 五十嵐一春	14番 二戸 孝一	15番 後藤 一男	

### 2. 欠席委員 (0名)

### 3. 会議に出席した職員

事務局長 大場 晃	事務局次長 金田 敏幸
事務筆耕 大澤 真由美	事務筆耕 齊藤 千枝

### 4. 会議に付議した事項

#### 議事

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請承認について
議案第2号	農地法第5条の規定による許可申請承認について
議案第3号	最上町農用地利用集積計画について

## 【開 会】

議 長 : 　ただ今より、平成 28 年度最上町農業委員会第 28 回総会を開会致します。本日は全員参加しております。定足数に達しておりますので本総会は成立いたします。

## 【会期の決定】

議 長 : 　日程第 1、会期の決定について議題と致します。お諮りいたします。会期は本日一日限りと致します。これに異議はございませんか。  
（異議なしの声）  
　全員異議なしと認めます。よって、会期は本日一日限りと決定いたしました。

## 【議事録署名委員の指名】

議 長 : 　日程第 2、最上町農業委員会会議規則第 14 条第 2 項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただく事にご異議はございませんか。  
（異議なしの声）  
　ご異議なしと認めます。それでは、2 番庄司千賀夫委員、3 番奥山定次郎委員兩名にお願い致します。  
　それでは、日程第 3 議事に入ります。

## 【議 事】

議案第 1 号

議 長 : 　議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」事務局の説明をお願いいたします。

事 務 局 : 　議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」説明いたします。農地法第 3 条の規定による許可申請書の提出があったので、同条第 1 項の規定により可否を決定しようとするものである。平成 28 年 9 月 26 日提出。  
（議案第 1 号 朗読説明 2 件）

議 長 : 　ただ今議案第 1 号について事務局より説明がありました。1 番について調査員報告を 13 番委員よりお願いいたします。

- 13 番委員 : 先日、事務局次長と現地調査に行ってきました。場所は2ページを見るとわかると思います。昨年辺りまでは作付けしていたのかというような所でした。特に問題はないと思って見て来ました。
- 議 長 : ご苦労様でした。ただ今1番について報告がなされました。では、議案第1号について、皆様より質疑をお願いいたします。質問ご意見はございませんか。  
(5番委員挙手)
- 5 番委員 : 譲受者は農家ですか。  
(11番委員挙手)
- 11 番委員 : 農家です。譲受者の母親がやっているようです。  
(5番委員挙手)
- 5 番委員 : わかりました。あと、この農地を取得する理由は何でしょうか。場所はあまりよくなく、他の所有する農地の間ですのでどうなのでしょう  
(事務局挙手)
- 事 務 局 : 奥にある国道沿いの農地は譲受者の農地でありその農地を生かすための取得になります。  
(5番委員挙手)
- 5 番委員 : わかりました。
- 議 長 : 他にございませんか。  
(10番委員挙手)
- 10 番委員 : この周りの農地は譲受者の土地ということですか。  
(事務局挙手)
- 事 務 局 : 全部ではなく今回の農地を挟んだ農地は別の方の農地になります。奥にある譲受者所有農地を生かすために今回の申請となったようです。
- 議 長 : よろしいですか。
- 10 番委員 : はい。
- 議 長 : 他にございませんか。無いようですので、議案第1号について採決いたします。議案第1号について賛成の方は挙手をお願いいたします。  
(全員挙手)  
全員賛成と認めます。よって、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」は原案どおり決定承認されました。

続きまして、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」事務局の説明をお願いいたします。

事務局： 議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」説明いたします。農地法第5条の規定による許可申請書の提出があったので、同法施行規則第6条第2項の規定により意見を附して知事に進達しようとするものである。平成28年9月26日提出。  
(議案第2号 朗読説明 1件)

議長： 議案第2号について、事務局の説明が終わりました。続いて、調査員報告がございます。調査員の13番委員をお願いいたします。

13番委員： 事務局次長と現地調査に行ってきました。ただ今、事務局から説明があったように特に問題はないと見て来ました。以上です。

議長： ご苦労様でした。それでは、皆さんからの質疑をお願いいたします。ございませんか。  
(11番委員挙手)

11番委員： これは、水路の側だと思うが、田にするということはないですか。  
(事務局挙手)

事務局： 現況、台帳ともに畑になっていますので、田んぼということは難しいと思います。  
(3番委員挙手)

3番委員： 埋め戻しの土の運搬道ですが、雨が降ったりすると道路を泥水が流れていることがありますので、業者の方に気をつけるように指導いただきたいと思います。  
(事務局挙手)

事務局： 今回に限らず砂利採取の隣接する道路、水路への配慮は抜けないように事務局としましても、お願いしながら許可を渡していきたいと思っております。何か不備がありましたら、事業所にも伝えていきたいと思っております。

議長： 3番委員よろしいですか。

3番委員 : はい。

議長 : 他にございませんか。無いようですので議案第2号について裁決いたします。議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」原案どおり決定する事に賛成の方は挙手をお願いいたします。  
(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって、議案第2号は原案どおり決定承認されました。続いて、議案第3号「最上町農用地利用集積計画について」事務局の説明をお願いいたします。

事務局 : 議案第3号「最上町農用地利用集積計画について」説明いたします。農業経営基盤強化促進法に基づく、農用地利用集積計画について、同法第18条第1項の規定により意見の決定をしようとするものである。平成28年9月26日提出。全部で21件ありますが、1番から17番までは、農地中間管理事業となっております。  
(議案第3号 朗読説明 21件)

議長 : 議案第3号について、事務局の説明が終わりました。ご意見、ご質問はございませんか。  
(3番委員挙手)

3番委員 : 5.6.についてですが、対価が面積の割には安いのではないですか。  
(11番挙手)

11番委員 : 6番はすごく荒れているという話ですがどうですか。

事務局長 : 荒れているということでもなく、今年作付けしておらず牧草等をやるという事のように、この対価は妥当かと思えます。

議長 : 放棄地対策ということで、理解をお願いいたします。11番委員よろしいですか。

11番委員 : はい。

議長 : 他にございませんか。無いようですので、議案第3号について裁決いたします。議案第3号「最上町農用地利用集積計画について」原案どおり決定する事に賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって、議案第3号は原案どおり決定承認されました。

以上で本日の議案の審議、並びに報告事項は全て終了いたしました。よって、平成28年度第28回総会を閉会いたします。